

○豊島区立図書館設置条例

昭和 39 年 3 月 26 日
条例第 12 号

(設置)

第 1 条 豊島区に図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、豊島区立図書館(以下「館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 館の名称及び位置は、別表第 1のとおりとする。
(昭 43 条例 16・全改)

(事業)

第 3 条 館は、図書館法第 3 条及び身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 34 条の規定に基づき、次の各号の掲げる事業を行う。

- (1) 館の管理運営に関する事業
- (2) 館の施設の維持管理に関する事業
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、豊島区教育委員会(以下「委員会」という。)が規則で定める事業

(開館時間及び休館日)

第 4 条 館の開館時間及び休館日は、別表第 2 のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(指定管理者による管理)

第 5 条 館の管理業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 条)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 指定管理者は、第 3 条各号に掲げる事業を行うものとする。

(指定管理者による管理基準)

第 7 条 指定管理者は、この条例に従い、館の管理に関する業務を適正に行わなければならない。

2 第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、館の開館時間を変更し、又は開館時間を超えて開館することができる。

3 第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、館の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、豊島区教育委員会規則で定める。

(昭62条例23・旧第3条繰下、平17条例30・旧第4条繰上)

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 従前の豊島区立図書館は、この条例による豊島区立図書館となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(昭和41年10月22日条例第24号)

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則(昭和43年7月15日条例第16号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和43年規則第22号で昭和43年8月1日から施行)

附 則(昭和44年12月10日条例第39号)

この条例は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月19日条例第7号)

この条例は、豊島区教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和46年教委規則第3号で昭和46年4月1日から施行)

附 則(昭和54年3月15日条例第17号)

この条例は、豊島区教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和54年教委規則第3号で昭和54年6月1日から施行)

附 則(昭和56年3月18日条例第25号)

この条例中豊島区立駒込図書館の項を加える改正規定は、昭和56年8月1日から、豊島区立目白図書館の項を加える改正規定は、昭和56年7月1日から施行する。ただし、豊島区立駒込図書館及び豊島区立目白図書館は、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則(昭和61年3月31日条例第36号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋図書館は、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則(昭和 62 年 3 月 20 日条例第 23 号)

この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。ただし、豊島区立雑司が谷図書館は、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則(平成元年 7 月 20 日条例第 37 号)

この条例は、平成元年 8 月 14 日から施行する。

附 則(平成元年 10 月 20 日条例第 45 号)

この条例は、平成元年 11 月 27 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、豊島区立上池袋図書館は、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 30 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 11 日条例第 73 号)

この条例は、豊島区教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 19 年教委規則第 1 号で平成 19 年 5 月 7 日から施行)

附 則 (平成 27 年 6 月 19 日条例第 号)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区立図書館設置条例(以下「新条例」という。)の規定は、池袋図書館、目白図書館及び千早図書館については、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、同日前については、なお従前の例による。

3 新条例第 5 条に規定する指定管理者の指定に係る手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

(昭 43 条例 16・追加、昭 44 条例 39・昭 46 条例 7・昭 54 条例 17・昭 56 条例 26・昭 61 条例 36・昭 62 条例 23・平元条例 37・平元条例 45・平 5 条例 20・平 18 条例 73・一部改正)

名称	位置
豊島区立中央図書館	東京都豊島区東池袋四丁目 5 番 2 号
豊島区立駒込図書館	東京都豊島区駒込二丁目 2 番 2 号
豊島区立巢鴨図書館	東京都豊島区巢鴨三丁目 8 番 2 号
豊島区立上池袋図書館	東京都豊島区上池袋二丁目 45 番 15 号
豊島区立池袋図書館	東京都豊島区池袋三丁目 29 番 10 号

豊島区立目白図書館	東京都豊島区目白四丁目 31 番 8 号
豊島区立千早図書館	東京都豊島区千早二丁目 44 番 2 号

別表第 2 (第 4 条関係)

図書館名	豊島区立中央図書館	豊島区立巣鴨図書館 豊島区立池袋図書館 豊島区立目白図書館	豊島区立駒込図書館 豊島区立上池袋図書館 豊島区立千早図書館	
開館時間	午前 10 時から午後 10 時まで (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「国民の休日」という。) にあたるときは、午前 10 時から午後 6 時まで)	午前 9 時から午後 7 時まで (ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日は、午前 9 時から午後 6 時まで)		
休日	年始	1 月 1 日から同月 4 日まで		
	年末	12 月 29 日から同月 31 日まで		
	定期 休館日	毎月第 2 月曜日及び毎月第 4 金曜日	毎月第 1 月曜日及び 毎月第 4 金曜日	毎月第 1 火曜日 及び毎月第 4 金曜日
特別整理期間	1 年のうち 15 日以内で中央図書館長が別に定める期間			